

2023 年度 C 日程

# 福岡大学法科大学院

## 法律専門試験

憲 法  
刑 法  
行政法

### 問題冊子（問題のみで3枚）

#### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## 第1問（憲法）

最高裁判所は、相続財産について嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1としていた民法900条4号但し書の規定（以下、「本件規定」という。）を憲法14条1項に違反するとする決定を下し（最大決平成25年9月4日）、この決定を受けて国会は民法を改正して本件規定を削除した。

### （設問）

最高裁判所の上記違憲判断について、①本件規定の合憲性の審査に係る判断枠組の在り方、②本件規定の立法目的と手段の合理性の有無の観点から、想定される反論を指摘しつつ、あなたの意見を述べなさい。

## 第2問（刑法）

次の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

某日深夜、A病院の旧館2階の入院患者用個室から出火し、旧館2階の全部および1階の一部が焼失した。出火当時、病院職員としては、旧館2階には勤務1年の看護師Bと夜間当直アルバイトの看護師C、給食係員Dらが、1階には警備会社から派遣された夜間警備員Eがいた。Eは火災報知機の作動により火元となった個室に赴いたが、火災の状況を見て狼狽し、居合わせた給食係員Dに消防署に通報するよう依頼しただけで、自身は新館に退避した。一方、看護師Bは、旧館2階の看護師詰所で本件火災の発生を知ったが、狼狽し、入院患者に避難するよう声をかけただけで、新生児の搬出や非常口の鍵を開錠することに思い至らなかった。看護師Cが新生児室に飛び込み、新生児室にいた6名のうち3名は救出したが、残る3名は死亡した。また、非常口の扉が閉鎖されていたため、旧館2階の入院患者Fは、非常口のすぐそばまでたどり着いたが脱出することができず焼死した。

A病院の理事長兼病院長である甲は、病院の経営及び管理部門全体を統括すべき立場にあったが、甲は自ら医師として多数の入院患者や外来患者に対する診療に毎日の大部分の時間をあてており、病院の経営及び管理に関しては、事務長その他の管理職に委任をし、事務長以下の事務職員から求められた決済を下すに過ぎない状況であった。甲は、所轄の保健所が毎年行う防災査察の点検で指摘された事項はすべて改善していたものの、火災発生時における従業員らの避難誘導手順や役割分担を示す行動準則を定め、それを看護師・夜間警備員その他関係従業員らに周知徹底させることも、それに基づく避難誘導訓練を実施することもしていなかった。

看護師および助産師が行う看護業務に対する指揮監督については、看護師長が担当しており、日ごろからBら看護師に対して、火災発生時には新生児の搬出と非常口の開扉を迅速に行うよう指示し、非常口の鍵は看護師詰所の壁の分かりやすい位置に吊るしていた。A病院は夜間警備員Eの勤務先である警備会社と契約を締結しており、それによれば、Eら夜間警備員は自らA病院における火災に充分注意し、在院者の人命第一に努め、かつ、火災報知ベルが鳴った場合には、旧館1階事務室に設けられている火災報知盤を確かめ、これが指示する場所に赴き、火災発生の有無と出火場所とを確認し、火災発生を知ったときはA病院の関係者や患者に火災発生と出火場所とを通報することがその職務とされていた。

### 第3問（行政法）

〔問題〕以下の事例について下記の設問に答えなさい。

#### 〔事例〕

- 1 Aは、内縁の妻の妹の夫Xから借金をしたが、その際、Xに無断で、Aの所有する土地（以下「本件土地」という。）につきX名義への所有権移転請求権保全の仮登記をした。Aがこのようなことをしたのは、借金の担保のためということもあるが、自己の債権者から当該土地を差押えられるのを避けるためでもあった。
- 2 その後Aは、別の債務を返済するため、上記仮登記をX名義の本登記に切り替えた上で、X作成名義の売買契約書を偽造して本件土地をBに売却した。そのため、登記簿上は、Xに土地売却による所得が生じていることになっている。Xはこれらの事情を全く知らなかった。
- 3 所管の税務署長Yは、主として登記簿の記載により、Xに土地の譲渡所得があるものと誤認し所得税等の課税処分をした。課税処分については不服申立て前置主義がとられていたが、Xは不服申立て期間内に不服申立てをしなかったため、当該処分の取消訴訟もできなくなった。
- 4 そこで後日、Xは、弁護士と相談の上、本件処分の無効確認の訴を提起することにした。

#### 〔設問〕

Xは本件無効確認の訴において、どのような無効事由を主張することが考えられるか。また、その主張は認められるか、検討しなさい。